

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例の概要について

1. 固定資産税の特例措置

高山市過疎地域持続的発展計画で定める産業振興促進区域内において、同計画で定める振興すべき業種の事業の用に供する一定の設備を取得等した場合には、その設備等に対して課する固定資産税について、最初に課されることとなった年度から3年度分の固定資産税を免除する。

2. 産業振興促進区域

清見地域、荘川地域、久々野地域、朝日地域、高根地域及び上宝・奥飛騨温泉郷地域の全域

3. 産業振興促進区域内で振興すべき業種

- (1) 製造業
- (2) 情報サービス業等（情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等）
- (3) 農林水産物等販売業（産業振興促進区域内で生産された農林水産物、その農林水産物を原料又は材料として製造・加工・調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売する事業）
- (4) 旅館業（下宿業を除く。）

4. 特例の対象となる設備等

(1) 償却資産

新設又は増設により、事業の用に供するため取得等された機械及び装置

※取得等：取得又は製作をいう。

※対象は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得等されたものに限る。（(2)において同じ。）

(2) 家屋

新設、増設又は改修（改築、修繕又は模様替）のための工事により取得又は建設されたもの

※資本金の額等が5千万円を超える法人は新設又は増設に限る。

(3) 土地

(2)の敷地である土地で、令和3年4月1日以後に取得し、その取得の日の翌日から起算して1年以内にその土地を敷地とする家屋の建設の着手があったもの

(4) 設備の取得価格の要件

業種	区分	設備の取得価格要件
製造業、旅館業	・個人 ・資本金の額等が5,000万円以下の法人	500万円以上
	・資本金の額等が5,000万円超、1億円以下の法人	1,000万円以上
	・資本金の額等が1億円超の法人	2,000万円以上
情報サービス業等、 農林水産物等販売業	—	500万円以上

5. 財源措置

課税免除による固定資産税の減収額は、国がその4分の3を交付税措置